

## 法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

### 【事実】

1. 甲株式会社（以下「甲社」と呼ぶ。）は、普通株式のみを発行している公開会社であり、監査役会設置会社である。甲社はその発行する株式を東京証券取引所第2部に上場している。また、甲社の株主数は (a) 会社法に定められた数以上であるため、株主総会においては毎年書面投票を実施している。
2. 甲社の定時株主総会は毎年6月下旬に開催されてきていたが、例年、株主の出席率は思わしくない状態が続いていた。このため、定款変更決議や (b) 取締役選任決議については、何人かの大株主に出席を依頼し、これらの大株主の出席（ないし白紙委任状の提出）によって辛うじて定足数を満たすという状況になっていた。このため、株主総会を安定的に成立させるために、書面投票を含めた株主総会への出席者をいかに増やすかというのが長年の懸案とされてきた。
3. 出席率の増加という課題には、次のような背景もあった。すなわち、これらの大株主のなかには甲社の創業者の子孫にあたる者が何人かいるが、彼らは、自らが創業者の血筋にあること、また上記のように株主総会決議の成立において自らの出席が重要になっていることから、会社経営のあり方について細かい意見を述べる者がいた（なお、これらの株主は甲社取締役には就任していない）。以前はこれらの意見のなかにも有益なものが多く、経営陣も特に困惑するようなことはなかった。しかし近年、株主が代替わりし、ときに会社の経営方針と乖離し、あるいは無理難題に属するような意見をいうようになってきていた。経営陣は彼らの存在に頭を痛めており、彼らの甲社に対する影響力を低下させたいとも考えていた。
4. そこで、株主総会への株主の出席率や議決権行使書の返送率を高めるための方策が導入された。すなわち、定時株主総会の開催を6月下旬から6月中旬に繰り上げて総会集中日を避け、日曜日開催にするとともに、株主総会に出席し、または議決権行使書を返送した株主のなかから抽選で10名の人に豪華リゾートホテル宿泊券（時価20万円相当）をプレゼントすることにした（以下これを「本件プレゼント制度」と呼ぶ）。
5. 本件プレゼント制度の実施に当たっては、甲社代表取締役Aが部下を用いて他社における同様の制度の実施状況を調査した。また、甲社顧問弁護士に相談したところ、「プレゼントの総額は甲社総資産額の0.1%以下、売上高の0.05%以下であり、またその目的も妥当であると考えられるから、適法であると思料する」との意見書を得た。これらに基づき、平成25年4月に開催された取締役会において慎重な審理がなされた結果、代表取締役A、取締役Bほか、出席した取締役の全員一致により本件プレゼント制度実施が決まったものである。なお、この取締役会には監査役も出席していたが、特に意見を述べることはなかった。取締役会による上記決定の直後、甲社はプレスリリースにより本件プレゼント制度を含めた一連の施策の実施を公表した。このニュースは一部の経済紙により報道された。

6. Xは甲社の大株主であり、また甲社創業者の子孫でもある。Xは、本件プレゼント制度の記事を見て、甲社定時株主総会における株主出席率の増加により自己（やその他の創業家に属する大株主）の影響力が低下し、経営陣に軽んじられるようになるのではないかと考えた。そこで、平成25年6月開催の定時株主総会（以下「平成25年総会」と呼ぶ。）において取締役が改選されるのを機に、株主提案権を行使して自己を取締役として選任する旨の決議案を提出した（この提案は適法になされた）。
7. 平成25年総会においては、Xの株主提案のほか、取締役会が提案したAら従前の取締役を再任する旨の議案が審理された。採決の結果、取締役会提案は可決されたが、Xを取締役として選任する旨の決議案は否決された。
8. 平成25年総会終了直後、本件プレゼント制度に基づくお楽しみ抽選会が行われ、D1からD10までの10名の株主に対して豪華リゾートホテル宿泊券が交付された。これらのプレゼントに関する事務はすべて代表取締役Aが従業員を指揮して行った。
9. なお、平成25年総会における株主の出席率（書面投票を含む。）は議決権全体の60%となり、前年に比べて20%近く増加した。株主総会会場で実施した株主アンケートによると、株主総会に出席した主な理由として「出席者へのプレゼントが魅力的だったから」という回答が出席者全体の6割を占めており、本件プレゼント制度が出席者増加の大きな要因となったことが明らかになっている。

〔設問1〕上記【事実】中の下線部(a)(b)について、次の問いに答えなさい。(5点×2)

- (1) 下線部(a)の「会社法に定められた数」は、いくつか。その根拠となる条文番号も(あれば項番号まで)示すこと。
- (2) 下線部(b)の「取締役選任決議」について定款の定めによって定足数を引き下げようとする場合、どこまで引き下げることができるか。引き下げることのできる最下限を答えなさい。なお、その根拠となる条文番号も(あれば項番号まで)示すこと。

〔設問2〕Xは、平成25年総会において本件プレゼント制度を実施したことは株主への利益供与に当たり違法であると主張したい。Xの主張は認められるか。Xや、Xの相手方となる者がするであろう主張を考慮しつつ、自己の考えを述べなさい。(15点)

〔設問3〕平成25年総会において本件プレゼント制度を実施したことが違法であったと仮定する。この場合に、Xは、会社法に基づく是正措置として、誰に対してどのような請求をできるか。考えられるものを挙げ、その成否を簡単に論じなさい。(25点)